

## 平成27年度 市民委員会資料③

### 【陳情第5号】

「慰安婦」問題について政府の誠実な対応を求めることに関する陳情

資料 1

慰安婦関係調査結果発表に関する河野内閣官房長官談話  
(平成25年8月4日)

資料 2

慰安婦問題に対す日本政府のこれまでの施策  
(平成26年12月)

資料 3

慰安婦問題を巡る日韓間のやりとりの経緯  
～河野談話作成からアジア女性基金まで～  
(平成26年6月)

市民・子ども局

(平成27年8月28日)

## 慰安婦関係調査結果発表に関する河野内閣官房長官談話

平成 5 年 8 月 4 日

いわゆる従軍慰安婦問題については、政府は、一昨年 12 月より、調査を進めて来たが、今般その結果がまとまったので発表することとした。

今次調査の結果、長期に、かつ広範な地域にわたって慰安所が設置され、数多くの慰安婦が存在したことが認められた。慰安所は、当時の軍当局の要請により設営されたものであり、慰安所の設置、管理及び慰安婦の移送については、旧日本軍が直接あるいは間接にこれに関与した。慰安婦の募集については、軍の要請を受けた業者が主としてこれに当たったが、その場合も、甘言、強圧による等、本人たちの意思に反して集められた事例が数多くあり、更に、官憲等が直接これに加担したこともあったことが明らかになった。また、慰安所における生活は、強制的な状況の下での痛ましいものであった。

なお、戦地に移送された慰安婦の出身地については、日本を別とすれば、朝鮮半島が大きな比重を占めていたが、当時の朝鮮半島は我が国の統治下にあり、その募集、移送、管理等も、甘言、強圧による等、総じて本人たちの意思に反して行われた。

いずれにしても、本件は、当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題である。政府は、この機会に、改めて、その出身地のいかんを問わず、いわゆる従軍慰安婦として数多の苦痛を経験され、心身にわたり癒しがたい傷を負われたすべての方々に対し心からお詫びと反省の気持ちを申し上げます。また、そのような気持ちを我が国としてどのように表すかということについては、有識者のご意見なども徴しつつ、今後とも真剣に検討すべきものとする。

われわれはこのような歴史の真実を回避することなく、むしろこれを歴史の教訓として直視していきたい。われわれは、歴史研究、歴史教育を通じて、このような問題を永く記憶にとどめ、同じ過ちを決して繰り返さないという固い決意を改めて表明する。

なお、本問題については、本邦において訴訟が提起されており、また、国際的にも関心が寄せられており、政府としても、今後とも、民間の研究を含め、十分に関心を払って参りたい。

## 慰安婦問題に対する日本政府のこれまでの施策

平成 26 年 10 月 14 日

日本政府は、慰安婦問題に関して、平成 3 年（1991 年）12 月以降に調査を行い、平成 4 年（1992 年）7 月、平成 5 年（1993 年）8 月の 2 度にわたり調査結果を発表、資料を公表し、内閣官房において閲覧に供している。また、平成 5 年（1993 年）の調査結果発表の際に表明した河野洋平官房長官談話において、この問題は当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題であるとして、心からのお詫びと反省の気持ちを表明し、以後、日本政府は機会あるごとに元慰安婦の方々に対し、心からお詫びと反省の気持ちを表明してきた。

慰安婦問題が多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題であることから、日本政府及び国民のお詫びと反省の気持ちを如何なる形で表すかにつき国民的な議論を尽くした結果、平成 7 年（1995 年）7 月 19 日、元慰安婦の方々に対する償いの事業などを行うことを目的に財団法人「女性のためのアジア平和国民基金」（略称：「アジア女性基金」）が設立された。日本政府としても、この問題に対する道義的な責任を果すという観点から、同年 8 月、村山内閣にてアジア女性基金の事業に対して必要な協力を行うとの閣議了解を行い、アジア女性基金が所期の目的を達成できるように、その運営経費の全額を負担し、募金活動に全面的に協力するとともに、その事業に必要な資金を拠出する（アジア女性基金設立以降解散まで、約 48 億円を支出）等アジア女性基金事業の推進に最大限の協力を行ってきた。なお、基金は平成 17 年 1 月の時点で、インドネシア事業が終了する平成 18 年度をもって解散するとの方針発表を行っていたこともあり、右インドネシア事業が終了したことを受けて、平成 19 年 3 月 6 日に解散発表をおこない、平成 18 年度をもって解散した。

### 1. アジア女性基金への協力

日本政府はアジア女性基金と協力し、慰安婦問題に関連して各国毎の実情に応じた施策を行ってきた。アジア女性基金のフィリピン、韓国、台湾における

償い事業は平成14年9月までに終了している。また、アジア女性基金は、オランダ及びインドネシアにおいてもそれぞれ国情に応じた事業を実施しており、オランダにおける事業は平成13(2001)年7月に、また、インドネシアにおける事業は平成19年3月にそれぞれ終了した。

解散後、同基金の対象事業であった元慰安婦へのケア等については、元アジア女性基金関係者・団体を通じてフォローアップ事業として行っている。

#### (1) フィリピン、韓国、台湾

アジア女性基金は、各国の政府等が元慰安婦の認定を行っているフィリピン、韓国、台湾においては、既に高齢である元慰安婦個々人の意思を尊重し、事業受け入れの意思を表す方に対して事業を実施するとの基本方針の下、元慰安婦の方々に対し、国民の募金を原資とし日本国民の償いの気持ちを表す「償い金」をお届けするとともに、日本政府からの拠出金を原資とし元慰安婦の方々の医療・福祉分野の向上を図ることを目的とする医療・福祉支援事業を実施した。その際、日本政府を代表し、この問題に改めて心からお詫びと反省の気持ちを表す内閣総理大臣の手紙が元慰安婦の方々に届けられた。これらの国・地域における事業は平成14年(2002年)9月末に終了した。事業内容については以下のとおり。

なお、最終的な事業実施数は285名(フィリピン：211名、韓国：61名、台湾：13名)。

#### (ア) 総理の手紙

日本政府は、これまで様々な機会に、慰安婦問題について、心からお詫びと反省の気持ちを表明してきたが、以下(イ)、(ウ)のアジア女性基金の事業が行われる際に、この問題に関し、総理が日本政府を代表して、改めて心からのお詫びと反省の気持ちを表す手紙を直接元慰安婦の方々にお届けしてきた。

#### (イ) 国民的な償いの事業

日本政府は、慰安婦問題について、国民の啓発と理解を求める活動を行い、アジア女性基金が行ってきた国民的な償いを行うための民間からの募金活動に協力を行ってきた。

その結果、アジア女性基金は、国民個人、民間企業、労働団体さらには、政

党、閣僚などからの共感を得て、基本財産への寄附を含め、総額約 6 億円の募金が集まった。アジア女性基金は、それらの募金を原資とし、平成 8 年（1996 年）7 月、韓国、フィリピン、そして台湾における元慰安婦の方々に対して、一人当たり 200 万円の「償い金」をお渡しすることを決定し、また政府拠出金を原資とする医療・福祉支援事業 300 万円（韓国・台湾）、120 万円（フィリピン）を実施（一人当たり計 500 万円（韓国・台湾）、320 万円（フィリピン））した。

上記「償い金」をお渡しするに際しては、総理の手紙とともに償いの事業の趣旨を明らかにしたアジア女性基金理事長の手紙及び国民から寄せられたメッセージを併せて届けた。

#### （ウ）政府資金による医療・福祉支援事業

日本政府は、道義的責任を果す事業の一つとして、韓国、フィリピン、台湾における元慰安婦の方々に対するアジア女性基金による医療・福祉支援事業に対して、5 年間で総額約 7 億円規模（最終的な事業実施総額は 5 億 1200 万円）の財政支出を行うこととした。本事業の内容は、例えば、(a) 住宅改善、(b) 介護サービス、(c) 医療、医薬品補助等であるが、元慰安婦の方々の置かれている実情に沿うものとすべく、相手国政府、さらには関係団体等とも協議の上で実施してきた。

#### （2）インドネシア

日本政府は、アジア女性基金とともに、日本国民の償いの気持ちを表すためにインドネシアにおいてどのような事業を行うのが最もふさわしいかにつき検討してきたが、インドネシア政府が、元慰安婦の特定が困難である等としていることから、元慰安婦個人を対象とした事業ではなく、同国政府から提案のあった高齢者社会福祉推進事業（保健・社会福祉省の運営する老人ホームに付属して、身寄りのない高齢者で病気や障害により働くことの出来ない方を収容する施設の整備事業）に対し、日本政府からの拠出金を原資として、10 年間で総額 3 億 8 千万円規模（最終的な事業実施総額は 3 億 6700 万円）の支援を行うこととし、平成 9 年（1997 年）3 月 25 日にアジア女性基金とインドネシア政府との間で覚書が交わされた。

なお、同施設への入居者については、元慰安婦と名乗り出ている方や女性が優先されることとなっており、また、施設の設置も、元慰安婦が多く存在したとされる地域に重点的に設置されることとなっている。最終的には 69 カ所の高齢者福祉施設が完成した。

### (3) オランダ

オランダにおいては元慰安婦の方々の認定が行われていないことを踏まえ、日本政府は、アジア女性基金とともに、日本国民の償いの気持ちを表すために如何なる事業を行うのがふさわしいかにつきオランダ側の関係者と協議しつつ検討してきた。その結果、平成 10 年（1998 年）7 月 15 日、アジア女性基金とオランダ事業実施委員会との間で覚書が交わされ、慰安婦問題に関し、先の大戦中心身にわたり癒しがたい傷を受けた方々の生活状況の改善を支援するための事業を同委員会が実施することとなった。

アジア女性基金は、この覚書に基づき、日本政府からの拠出金を原資として、同委員会に対し 3 年間で総額 2 億 5500 万円規模（最終的な実施総額は 2 億 4500 万円）の財政的支援を行うこととし、同委員会は 79 名の方に事業を実施した。この事業は、平成 13 年（2001 年）7 月 14 日に終了した。

### (4) 歴史の教訓とする事業

アジア女性基金は、このような問題が二度と繰り返されることのないよう歴史の教訓として未来に引き継いでいくべく、日本政府と協力しつつ、慰安婦問題に関連する資料の収集・整理等を行った。

## 2. 女性の名誉と尊厳に関わる今日的な問題への積極的な取り組み

日本政府は、女性に対する暴力などの今日なお存在する女性問題を解決すべく積極的に取り組んでいくことも、将来に向けた日本の責任であると考えており、アジア女性基金が行っている今日的な女性問題の解決に向けた諸活動に政府の資金を拠出する等の協力を行ってきた。

アジア女性基金は、このような活動として既にこれまでも、以下のような事業などにも積極的に取り組んできた。今日的な女性問題に関する国際的な相互理解の増進という観点からも、このような活動は大きな意義がある。

- (1) 今日的な女性問題をテーマとする国際フォーラムの開催。
- (2) 今日的な女性問題に取り組む NGO が行う広報活動の支援。
- (3) 女性に対する暴力など今日的な女性問題の実態や原因究明及びその予防についての調査研究事業。
- (4) このような問題に悩む女性へのカウンセリング事業及び効果的なカウンセリングを行うためのメンタルケア技術の研究、開発事業。

# 慰安婦問題を巡る日韓間のやりとりの経緯 ～河野談話作成からアジア女性基金まで～

平成26年6月20日

## 河野談話作成過程等に関する検討チーム

弁護士（元検事総長）	但木 敬一（座長）
亜細亜大学国際関係学部教授	秋月 弘子
元アジア女性基金理事，ジャーナリスト	有馬 真喜子
早稲田大学法学学術院教授	河野 真理子
現代史家	秦 郁彦

事務局（内閣官房、外務省）

## 河野談話作成過程等に関する検討チーム ～検討会における検討～

### 1 検討の背景

- (1) 河野談話については、2014年2月20日の衆議院予算委員会において、石原元官房副長官より、①河野談話の根拠とされる元慰安婦の聞き取り調査結果について、裏付け調査は行っていない、②河野談話の作成過程で韓国側との意見のすり合わせがあった可能性がある、③河野談話の発表により、いったん決着した日韓間の過去の問題が最近になり再び韓国政府から提起される状況を見て、当時の日本政府の善意が活かされておらず非常に残念である旨の証言があった。
- (2) 同証言を受け、国会での質疑において、菅官房長官は、河野談話の作成過程について、実態を把握し、それを然るべき形で明らかにすべきと考えていると答弁したところである。
- (3) 以上を背景に、慰安婦問題に関して、河野談話作成過程における韓国とのやりとりを中心に、その後の後続措置であるアジア女性基金までの一連の過程について、実態の把握を行うこととした。したがって、検討チームにおいては、慰安婦問題の歴史的事実そのものを把握するための調査・検討は行っていない。

### 2 会合の開催状況

2014年	4月25日(金)	準備会合
	5月14日(水)	第1回会合
	5月30日(金)	第2回会合
	6月6日(金)	第3回会合
	6月10日(火)	第4回会合

### 3 検討チームのメンバー

秘密保全を確保する観点から、検討チームのメンバーは、非常勤の国家公務員に発令の上、関連の資料を閲覧した(五十音順)。

弁護士(元検事総長)	但木 敬一(座長)
亜細亜大学国際関係学部教授	秋月 弘子
元アジア女性基金理事、ジャーナリスト	有馬 真喜子
早稲田大学法学大学院教授	河野 真理子
現代史家	秦 郁彦

#### 4 検討の対象期間

慰安婦問題が日韓間の懸案となった1990年代前半から、アジア女性基金の韓国での事業終了までを対象期間とした。

#### 5 検討の手法

- (1) 河野談話にいたるまでの政府調査及び河野談話発表にいたる事務を当時の内閣官房内閣外政審議室（以下「内閣外政審議室」）で行っていたところ、これを継承する内閣官房副長官補室が保有する慰安婦問題に関連する一連の文書、並びに、外務省が保有する日韓間のやり取りを中心とした慰安婦問題に関する一連の文書及び後続措置であるアジア女性基金に関する一連の文書を対象として検討が行われた。
- (2) 秘密保全を確保するとの前提の下、当時の政府が行った元慰安婦や元軍人等関係者からの聞き取り調査も検討チームのメンバーの閲覧に供された。また、検討の過程において、文書に基づく検討を補充するために、元慰安婦からの聞き取り調査を担当した当時の政府職員からのヒアリングが内閣官房により実施された。
- (3) 検討にあたっては、内閣官房及び外務省から検討チームの閲覧に供された上記(1)の文書並びに(2)の聞き取り調査及びヒアリング結果に基づき、事実関係の把握、及び客観的な一連の過程の確認が行われた。

#### 6 検討チームの検討結果

検討チームの指示の下で、検討対象となった文書等に基づき、政府の事務当局において事実関係を取りまとめた資料は別添のとおりである。検討チームとして、今回の検討作業を通じて閲覧した文書等に基づく限り、その内容が妥当なものであると判断した。

##### 河野談話作成過程等に関する検討チーム

弁護士（元検事総長）	但木 敬一（座長）
亜細亜大学国際関係学部教授	秋月 弘子
元アジア女性基金理事、ジャーナリスト	有馬 真喜子
早稲田大学法学学術院教授	河野 真理子
現代史家	秦 郁彦

（五十音順）